

第1編

序論

## 第1編 序論 目次

---

---

第1章	はじめに	
1	総合計画策定の趣旨	5
2	総合計画の役割と性格	5
3	SDGsに関する取り組み	6
4	計画の構成	8
	（1）基本計画	8
	（2）人口ビジョン	8
	（3）総合戦略	8
	（4）実施計画	8
5	施策の大綱	10

# 第1章 はじめに

## 1 総合計画策定の趣旨

本町では、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までを期間とする「山田町総合計画（第9次長期計画）」及び平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを期間とする前期基本計画を策定し、まちづくりの目標として掲げた『個性豊かに ひとが輝き まちが潤う 山田町』の実現に向け、町民の皆さんとともにまちづくりを進めてきました。

特に、東日本大震災からの復旧・復興に関する施策・事業は「山田町復興計画」に基づき最優先で取り組み、被災者の再建場所となる高台団地や災害復興公営住宅、地域間を結ぶ連絡道路などのハード整備は復興計画期間内で完了を迎えることができました。

この間、本町を取り巻く社会環境は、少子高齢化・人口減少の急速な進行、公共施設の老朽化、環境問題の深刻化など大きく変化しています。

また、地方分権の進展により、自治体の自由度と責任が拡大されていくなかで、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためには、町民と行政との協働による取り組みの重要性が、今まで以上に高まっています。

本計画は、将来にわたって持続可能なまちづくりを進め、復興を遂げたまちが、未来を担う子どもたちへ希望とともに引き継がれるよう、すべての町民と共有できるまちづくりの指針として策定するものです。

## 2 総合計画の役割と性格

本計画は、山田町総合計画（第9次長期計画）の後期5年間における町政運営の基本指針として、各分野における施策を総合的に推進するためのまちづくりの「みちしるべ」となるものです。

さらに、本計画は、町の最上位の計画に位置付けられるものであり、限られた経営資源（人、物、財源、情報等）の有効活用を図る観点から、各分野の施策推進の総合性、計画性、実行性を確保・調整する役割を担います。

このため、本計画では、本町の地域資源を最大限に活用するとともに、戦略的・重点的に施策を展開することを目指します。

### 3 SDGsに関する取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、現在、国においても積極的な取り組みが進められています。

本計画においては、各施策とSDGsにおける17のゴールを関連づけ、町民、事業者、関係団体等、地域社会を構成する多様な主体が連携・協働しながら取り組むことにより、SDGsの掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



参照：「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（国際連合広報センター）

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

## SDGsにおける17のゴール

表 持続可能な開発目標

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を確保する
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	各国内及び各国間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	持続可能な生産消費形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する

※ 公益社団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに外務省編集

## 4 計画の構成

本計画は、「序論」を先頭に「基本計画」「人口ビジョン」「総合戦略」「実施計画」「付属資料」の全6編により構成します。

### （1）基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を具体化するため、各分野で推進する主要施策を示すものであり、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を後期基本計画とします。

なお、後期基本計画については、第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動する計画として策定します。

### （2）人口ビジョン

人口ビジョンは、本町の人口動向の現状と想定される将来人口を分析し、人口減少に伴い発生する様々な影響を踏まえつつ、令和22年（2040年）までの超長期的な将来人口を展望します。

### （3）総合戦略

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律では「市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に努めなければならない」とされています。

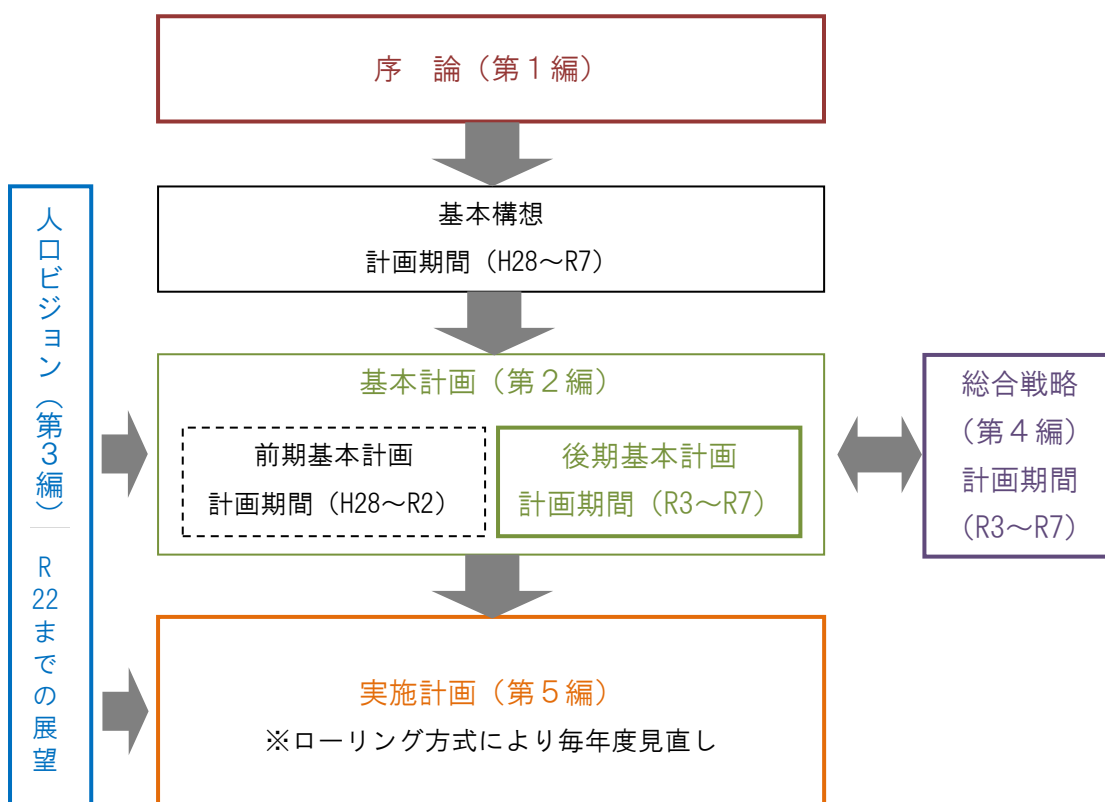
また、国においては、令和元年12月に令和2年度を初年度とする5か年の第2期総合戦略が閣議決定されたことから、これらを受け、本町においても、第2期山田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

総合戦略の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とし、後期基本計画における主要施策を中心に、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すための施策を整理するものとします。

### （4）実施計画

実施計画は、基本計画で定められた事項の実現に向けて、財政計画等を考慮して、事業計画を示すものです。ローリング方式により毎年度見直しを実施します。

図表 1-1 山田町総合計画(第9次長期計画)後期基本計画の構成



5 施策の大綱

図表 1-2 施策体系

